

令和2年11月定例会 総務委員会（事前）

令和2年11月25日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時32分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案，補正予算案の概要，説明資料，
説明資料（その2））

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第3号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第8号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案第11号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 陸上競技場備品の購入契約について
- 議案第18号 当せん金付証票の発売について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

板東経営戦略部長

11月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和2年11月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案28件及び報告3件であります。

その内訳は、予算案が第1号及び第6号の2件、条例案が第2号から第5号及び第7号から第16号までの14件、契約議案が第17号の1件、その他の議案が第18号から第28号までの11件、そのうち、第19号から第28号までの10件が公の施設の指定管理者の指定についてであります。報告につきましては第1号から第3号までの3件となっております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、第1号及び第6号の一般会計補正予算につきましては、お手元に御配付の令和2

年度11月補正予算案の概要を御覧いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、国の予備費使用に対応した新型コロナ対策に加え、喫緊の課題に切れ目なく対応するため、二つの視点に立って編成いたしました。

一つ目の新型コロナ対策としては、（1）に記載のとおり、冬の閑散期に向けた県内観光需要の喚起策の実施や中小・小規模事業者等の新しい生活様式への対応支援、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた検査、相談体制や医療提供体制の強化、二つ目の喫緊の課題への対応としては、（2）に記載のとおり、香川県で発生した鳥インフルエンザへの対応やリタイアインフラを活用した広域物資輸送拠点の整備をはじめとした災害列島対策の推進、特別支援学校の機能強化によるダイバーシティとくしまの実現、県収納金へのキャッシュレス決済の導入による行政デジタル化の加速などに取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、2、一般会計補正予算規模にお示ししておりますとおり、債務負担行為の3億5,550万円を含め、合計で73億1,210万9,000円となっております。このうち、新型コロナ対策と鳥インフルエンザ対応に係る緊急対策分としましては67億9,947万9,000円、これら以外の通常分としましては5億1,263万円となっております。

2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。が、（1）に記載のとおり、国庫支出金、寄附金、繰越金、県債となっております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費及び予備費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

第1号及び第6号につきましては補正予算に係る議案であります。が、このうち第1号の一般会計補正予算（第6号）につきましては、先ほど御説明しました新型コロナ対策と鳥インフルエンザ対応の緊急対策分であり、迅速かつ円滑な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

第2号、第4号及び第5号の条例改正につきましては、本県の一般職の期末手当について人事委員会勧告に基づき、改定を行うものであります。

第3号の条例改正につきましては、国の特別職に係る期末手当の額が改定されることに準じ、知事等の期末手当についても同様の改定を行うものであります。

なお、第2号から第5号議案につきましては、本年12月期における期末手当の支給割合を引き下げることから、支給額を確定する基準日である12月1日より前に議決を頂く必要があります。開会日における先議をお願いしたいと考えております。

第7号の条例制定につきましては、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項等を定めるものであります。

第8号の条例改正につきましては、特別職の給料について新型コロナウイルス感染症が

拡大する中、引き続き県内の景気動向を見極めるため、令和3年4月から令和4年3月までの間、減額措置を継続するものであります。

第9号の条例改正につきましては、県の事務事業における外部委託の進展等に鑑み、長期継続契約を締結することができる契約の対象を拡大するものであります。

第10号の条例改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに鑑み、行政財産の使用料に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行うものであります。

第11号の条例改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第12号の条例制定につきましては、県民が木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材の利用を促進するため、徳島県立木のおもちゃ美術館を設置するものであります。

第13号の条例改正につきましては、徳島県津田第二貯木場の区域における公有水面埋立てがしゅん工することに伴い、同貯木場を廃止するものであります。

第14号の条例改正につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、本県の教育職員について1年単位の変形労働時間制を実施できるようにするものであります。

第15号の条例改正につきましては、徳島中央警察署の新庁舎がしゅん工することに伴い、その位置を変更するものであります。

第16号の条例改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに鑑み、工業用水の料金に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行うものであります。

第17号の購入契約につきましては、契約金額が1億991万2,000円、契約の相手方はエーススポーツとなっております。

第18号の当せん金付証票の発売につきましては、令和3年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものであります。

第19号から第28号までは、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものであります。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては4件で、合計金額は42万1,325円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては4件で、合計金額は111万円となっております。

報告第3号、損害賠償（河川事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は4万6,046円となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案でございますが、人事委員会勧告に基づく職員給与の取扱いのうち、期末手当以外の部分につきましては鋭意検討中であり、内容が固まり次第、必要な給与関係議案を速やかに調製し、一般質問の日に追加提出させていただきたいと考えております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、その概要

を御説明いたします。

今回、提出を予定しております案件は、予算案2件、条例案6件、契約議案1件、その他議案1件、報告1件でございます。

はじめに、お手元の総務委員会説明資料により御説明いたします。

こちらは、先ほど提出予定議案の全体状況で御説明いたしましたが、開会日での先議をお願いしたい案件となっております。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が1億1,000万円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,209億668万7,000円となっております。

次に、2 ページをお開きください。

イ、課別主要事項につきまして御説明いたします。

財政課におきまして鳥インフルエンザ対応の緊急対策分として使用した予備費を増額いたします。

3 ページを御覧ください。

2、その他の議案等についてでございます。

3 ページから4 ページに記載の、（1）条例案2件につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、お手元に御配付の総務委員会説明資料（その2）を御覧いただきたいと存じます。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が500万円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,209億1,168万7,000円となっております。

続きまして、2 ページをお開きください。

イ、課別主要事項について御説明申し上げます。

出納局会計課につきましては、一般歳入金キャッシュレス決済推進事業としまして、財務会計システムの改修に要する経費の補正を計上しております。

3 ページから4 ページにかけましては、一般会計の補正予算に係る地方債の追加及び変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

5 ページを御覧ください。

2、その他の議案等についてでございます。

5 ページから7 ページに記載の（1）条例案4件、次の8 ページに記載の（2）物品購入契約1件及び（3）当せん金付証票の発売についてにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

9 ページをお開きください。

（4）専決処分の報告についてでございますが、ア、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり2件の報告をさせていた

だくものでございます。

1件目が、阿南市在住の方と賠償金5万9,862円で和解したものでございます。

その内容は、令和2年6月30日に同乗者が降車する際、県車両のドアが強風にあおられ、隣に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

2件目が、阿南市在住の方と賠償金16万7,324円で和解したものでございます。

その内容は、令和2年7月30日に県車両がバックで出庫した際、後方に駐車していた相手車両に県車両の左後部が接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転等につきましては、職員の交通安全への意識を高めるため、秋の交通安全推進運動に合わせて9月から10月にかけて、eラーニングシステムによる交通安全研修2020を実施するとともに、今月には所属長に対し安全運転の徹底について通知を行ったところであります。

今後とも、事故防止に向けしっかりと取り組んでまいります。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

一般歳入金キャッシュレス決済推進事業というのがございます。

キャッシュレス決済については、意味は分かるのですが、なじみがなくて、スマホ決済も余りしたことがないのですが、この事業についてももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

原田出納局副局長

ただいま井川委員から、一般歳入金キャッシュレス決済推進事業について御質問を頂きました。

まず、最近のキャッシュレス決済を取り巻く状況でございますが、令和元年10月の消費税率引上げ時に実施されましたキャッシュレス・ポイント還元事業を契機にキャッシュレス決済の普及が進んでまいりました。また、本年9月にスタートいたしましたマイナポイント事業などもございまして、県民の皆様にとってキャッシュレス決済が日常生活を送る上で欠かせないサービスの一つとなっております。さらに、新型コロナウイルス拡大による外出自粛の影響でネットショッピングが増加するなどいたしまして、一層非接触型のキャッシュレス決済が浸透してきたところでございます。

一方、現状におきましては、県民の皆様が税以外の一般歳入金を納付できるのは銀行のみとなっております。24時間365日納付できるコンビニ納付やスマホ決済を求める声が多く寄せられているところでございます。

徳島県におきましても、自動車保有関係手続のワンストップサービスで令和4年1月から電子決済を実施予定であるため、会計課におきましても電子収納基盤の整備を進めるとともに、キャッシュレス化庁内推進会議を立ち上げまして、県税以外の一般歳入金についてのキャッシュレス決済推進に向けて準備を加速させてきたところでございます。

こうした流れの中で、この度、県税以外の一般歳入金につきましても金融機関の窓口での納付に加えまして、コンビニ収納、スマホ決済などの多様な納付方法を導入することにより県民の皆様の利便性向上を図ることを目的といたしまして、当該補正予算案を提出させていただいたところでございます。

具体的な内容といたしましては、一般歳入金の納入通知書等について全国銀行協会の標準様式への変更に加えまして、コンビニ収納、スマホ決済用のバーコード印刷を行うために財務会計システムの改修を行うものでございます。

井川委員

コンビニエンスストアで振り込めたら楽だと私も感じています。ただ、なぜここで補正予算を上げるのか、教えていただきたいのです。

原田出納局副局長

ただいま井川委員から、今回なぜ補正予算で出してきたのかということについて御質問がございました。

この度、補正予算として提出させていただきましたのは、コロナ禍における非接触、非対面決済へのニーズの高まり、またデジタル庁設置構想に見られるような国を挙げてのデジタル社会構築の動きに対応し、本県においても県民の皆様の利便性を早急に向上させるためには、スピード感を持って取り組む必要があると判断させていただいたため、補正予算で対応させていただいたところでございます。

井川委員

先ほども言いましたけれど、コンビニエンスストアの振込用紙が付いていたら払わなければ仕方ないので結構いいなと思うところでもあります。推進していただきたいと思いません。

最後にお伺いしたいのですけれど、実際の事業開始日はいつになるんですか。事業のスケジュールと併せて教えていただきたい。

原田出納局副局長

井川委員から、スケジュールについて御質問がございました。

まず、令和2年度につきましては、予算をお認めいただけましたら、今申し上げましたように一般社団法人全国銀行協会の標準様式への変更に加えまして、コンビニ収納、スマホ決済用のバーコード印刷を行うため、財務会計システムの改修を行う予定でございます。

さらに、令和3年度には公営住宅管理システム、徳島県奨学金システムなど納入通知書等を作成している財務会計システム以外の他の個別システムの改修、さらにはこのサービ

ス提供の前提となる全国的な決済ネットワークや個別システムとの連携機能を追加する財務会計システム本体の改修、各システム間のデータ連携テスト、県民の皆様への周知を行った上で、令和4年度のできるだけ早い時期にサービスを開始したいと考えているところでございます。

井川委員

令和4年度ということで、一刻も早く頑張っていたいただきたいと思います。

私もサラリーマン時代があったのですが、お金を振り込むのはコンビニエンスストアで昼飯を買うときについでに払い込めるので、そういう機能があったら楽かな、払わないと仕方ないという気分になりますので、一刻も早くそういう形に進めていただきたいと思います。

また今、新型コロナウイルス感染症等々で感染対策もありますので、そういう部分からもしっかりと早急に頑張っていたいただきたいと思います。

浪越委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（13時53分）